

「にし阿波いちごタウン」キックオフイベント開催事業募集要領

第1 事業の目的

にし阿波地域には、平坦地での冬春いちごと高冷地での夏秋いちごを組み合わせた「いちご周年栽培」ができる全国的にも希少な産地がある。

本事業は、この特色ある産地づくりを推進する「にし阿波いちごタウン」の認知度向上と、その魅力の積極的な情報発信を目的として実施するものである。事業の展開にあたっては、「吉野川ハイウェイオアシス」をはじめ、管内のいちご関係施設（観光農園「にし阿波トベリーファーム」や隣接のパッキングセンター等）などの地域資源を最大限に活用したイベント等を実施し、ブランドの浸透と農業観光資源としてのさらなる充実を図る。

第2 委託の対象者

次の要件を全て満たす法人又は団体であること。

- (1) 徳島県に所在し、県内で主たる活動が行われていること。
- (2) 委託事業を的確に遂行するに足る能力を有する者であること。

第3 応募資格

次の(1)から(7)までの要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）でないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある者でないこと。
- (5) 構成員のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人又は団体でないこと。
 - ア 成年被後見人又は被保佐人
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (6) 法令違反により処罰され、3年を経過しない者又は法令違反に抵触する行動が明らかとなった者でないこと。
- (7) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者でないこと。

第4 対象となる事業内容

本事業において実施する委託業務の内容、成果物、及びその他の実施条件等については、別紙「『にし阿波いちごタウン』キックオフイベント開催事業 業務仕様書」に定めるとおりとする。

第5 対象経費

対象となる経費は、次のとおりとする。

経費区分	経費の内容
報償費	外部人材への諸謝金等
旅費	交通費及び宿泊費（委託を受けた事業者の旅費規程等に基づくものでかつ、社会的常識の範囲を超えない妥当な単価によるものに限る）
需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費等
役務費	通信運搬費、保険料、手数料等
使用料及び賃借料	会場借り上げ料、有料道路使用料、バス借り上げ料、機械器具レンタル料等
その他	知事が特に必要と認める経費

なお、次の費用は、委託事業の対象外とする。

- ① 経常経費（団体等の内部の人件費や運営費）
- ② 団体等の構成員に対して支払う賃金及び報償費
- ③ 飲食費等個人の消費に帰するもの
- ④ 施設整備（建物を建設したり改修したりすること）及び備品購入を目的とするもの
- ⑤ 対価を得てサービスを提供するもの

第6 委託費の限度額

金1,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

第7 企画提案の応募方法

(1) 提出書類

次の書類等を作成し、提出すること。また、書類の大きさはA4版とする。

内容	部数	提出期限
ア 事業企画提案書（様式第1号及び様式第2号）	正本1部	令和8年 5月13日（水）
イ 添付書類 （ア）登記簿謄本（履歴事項全部証明書、発行後3ヶ月以内のもの、写し不可） （イ）法人又は団体の概要が分かる書類（パンフレット、規約等）	正本1部	
ウ 類似業務委託実績調書（様式第3号）	正本1部	

(2) 募集期間

令和8年4月20日（月）～5月13日（水）午後5時必着とする。

(3) 提出方法

応募書類を郵送又は持参により提出すること。

※なお、持参の場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。

- (4) 提出先及び問い合わせ先
 徳島県 三好農林事務所 農業支援担当
 〒778-0002 三好市池田町マチ2415
 電話 0883-76-0692
 メール miyoshi_nourin@pref.tokushima.lg.jp
 ファクシミリ 0883-76-0453

第8 応募に係る質問

- (1) 質問の受付期限
 令和8年4月27日（月）午後5時まで（必着）
- (2) 質問書の提出
 質問書（様式第4号）により行うものとし、第7の（4）に示す提出先まで電子メール又はファクシミリにより受け付ける。なお送信後に必ず電話で着信を確認すること。
- (3) 質問の内容
 原則として、当該委託事業に係る条件や企画提案書提出手続きに関する事項に限るものとする。
- (4) 質問に対する回答方法
 徳島県のホームページ（<https://www.pref.tokushima.lg.jp/>）に掲載する。

第9 審査及び選定方法

- (1) 審査方法
 選定委員会において、書面による審査で採択者を選定する。
- (2) 選定基準
 審査委員は次の観点に基づき審査する。ただし、評価基準の配点等に関する質問は受け付けない。

実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の目的に合致した計画で実現の見込みが高いか ・経費の見積りが適切であり、高い費用対効果が期待できるか
実効性	<ul style="list-style-type: none"> ・工程や人員配置に無理がなく、着実に遂行可能な体制か ・雨天時や緊急時の対応策等、安全管理体制は具体的か
誘客性	<ul style="list-style-type: none"> ・指定された施設（吉野川ハイウェイオアシス、研修ハウス等）の特性を活かした内容になっているか ・SNS やメディア等の活用手法が集客に向けて効果的か
継続性	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント実施後も関係人口の増加につながる仕組みや工夫があるか
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の類似事業等の実績から、本業務を完遂する実務能力が認められるか

第10 事業の採択・決定等

- (1) 採択した事業内容は、企画提案書に基づき決定するが、実施方法や委託額などについて条件を付す場合がある。
- (2) 採択された事業者は、改めて徳島県三好農林事務所に見積書を提出し、徳島県三好農林事務所と協議の上、委託契約を締結し、委託業務を実施する。

- (3) 審査結果については、応募者あてに書面で通知する。なお、審査に関する照会や問い合わせには応じないこととする。
- (4) 提出書類への虚偽の記載が明らかになった場合や、応募内容に重大な瑕疵があった場合、事業実施の意思が認められない場合、または事業遂行能力がないと認められる場合は、事業の採択を取り消すことがある。
- (5) 採択した事業については、団体等の名称や事業概要について公表することがある。

第11 その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書、その他書類は、原則返却しない。